

地域計画

策定年月日	令和7年3月24日
更新年月日	
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)
地域名 (地域内農業集落名)	柿之内地区 (柿之内)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	88.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	84.8 ha
② 田の面積	78.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	9.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、水稻・野菜を基幹作物として農業の盛んな地域であるが、農業者が高齢化しており、後継者の確保および次世代農業者の育成が課題である。
不整形なほ場も多く、近年の気象変動に伴う水不足の影響もあり、地域における持続可能な農業の推進、後継者や次世代の農業者に引き継ぐにあたり、農業環境の改善が急務である。
イノシシやシカによる鳥獣被害が増加しており、農作物への影響が深刻化している。この課題に対して、防護柵の設置等を行う。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地区の主要作物である水稻については、将来的に地域の担い手に集積・集約化を進め、地域の担い手や新規就農者を中心に取り組み、栽培面積の拡大及び農業者の所得の安定化を図る。
将来的には基盤整備事業の検討を行い、地域農業の発展を図る。
基盤整備事業検討区域外についても農地中間管理機構を活用するなどして現状の水稻・野菜等の作付けを継続する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針				
地域の主要作物について、地域と関係機関で連携を図りながら、農地をどのように管理していくかを筆ごとに検討し、農地の現状維持を図っていく。				
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標				
現状の集積率	84	%	将来の目標とする集積率	84 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

・農業委員、農地利用最適化推進委員と調整して集積・集約化を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

規模縮小、リタイアで耕作不能となる農地については、引き受け意向のある担い手への集積を図り、現状維持を希望する担い手については継続して作付を行う。

(2)農地中間管理機構の活用方法

農地の集約・集積化が図られた農地は、可能な限り農地中間管理機構を活用する。
土地の貸し借りの合意がなされた農地は、農地中間管理機構を活用し、担い手に農地の集積・集約化を図る。

(3)基盤整備事業への取組

必要に応じて、農地の集積・集約化を図るため基盤整備を検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に検討していく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策

・イノシシ、シカが目撃されているため、地域による対策として電気柵等を設置するなど対策を講じる

③スマート農業の検討

・農業者の高齢化、担い手不足に伴い、将来的にスマート農業を検討する。

⑦多面的機能支払制度への取組の継続

・農地の多面的な機能を継続していくため、多面的機能支払制度が継続している限り当該制度に継続して取り組む。

・柿の内第二水利組合における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
	別紙1のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

柿之内第二水利組合 地域資源保全管理構想
(令和2年3月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

- a 田：1,588a
- b 畑： 92a
- c 合計：1,680a

(2) 用排水路、農道、ため池

- a 水路：5.7 km
- b 農道：5.7 km
- c ため池：1箇所（柿之内大池）

(3) その他施設

- a 鳥獣害防止柵 0 km
- b 防風林 0 km
- c 揚水ポンプ 2台 など

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地

遊休農地等の発生状況の把握	毎年1回（4月）
遊休発生防止のための保全活動	毎年2回（4月、7月）
畦畔・農用地法面の草刈り	毎年2回（7月、9月）
異常気象時の見回り	洪水、台風、震度4以上の地震等が発生後
応急措置	点検結果に応じて実施時期を決定

(2) 用排水路、農道、ため池

ア) 用排水路

水路の草刈り	毎年2回（7月、9月）
水路の泥上げ	毎年1回（4月）
施設の適正管理（ゲート類の保守）	点検結果に応じて実施時期を決定
異常気象時の見回り	洪水、台風、震度4以上の地震等が発生後
応急措置	点検結果に応じて実施時期を決定

イ) 農道

路肩・法面の草刈り	毎年2回（7月、9月）
側溝の泥上げ	毎年1回（4月）
施設の適正管理（路面の維持）	点検結果に応じて実施時期を決定
異常気象時の見回り	洪水、台風、震度4以上の地震等が発生後
応急措置	点検結果に応じて実施時期を決定

(3) その他施設

ア) 揚水ポンプ

毎年4月に試運転を行い、保守点検を行う。

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

①組織の構成員

別添 「規約 参加同意書（構成員一覧表）」のとおり

②意思決定方法

ア) 毎年、3月に役員会で活動案を作成し、4月の総会で了解を得る。

(2) 構成員の役割分担 (該当する組織・対象者を選択、記入してください。)

① 農用地

☐ 集落営農組織

☐ 担い手農家

☐ 土地持ち非農家

☒ 自作小規模農家

☐ 非農家

☐ その他 ()

② 用排水路、農道、ため池

☐ 集落営農組織

☐ 担い手農家

☐ 土地持ち非農家

☒ 自作小規模農家

☐ 非農家

☐ その他 ()

③ その他施設

a 揚水ポンプ

☐ 集落営農組織

☐ 担い手農家

☐ 土地持ち非農家

☒ 自作小規模農家

☐ 非農家

☐ その他 ()

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保 (該当するところにレ印を入れてください。)

☐ 人・農地プランは作成済みである

別添 「人・農地プラン」のとおり

☒ 人・農地プランは未作成である

a 今後の方向性が定まっていないため、人・農地プランを作成するまでの段階になっていないが危機感は充分認識しており、これから話し合っ同プランを作っていくことで検討している。

(2) 農地の利用集積 (該当するものを選択し記入してください。)

①現状

☐ 担い手に集積ができています。

☐ 担い手に概ね〇〇% (具体的な数値を入れてください) ほど集積しており、今後
も集積率が向上するよう話し合いを進める。

☐ 担い手に集積するために具体的な話し合いを進めているところである。

☒ 集積は全く進んでいない。

☐ その他 ()

②目標

- ☐担い手に集積ができており、今後も持続できるよう努めていく。
- ☐担い手に概ね〇〇%（具体的な数値を入れてください）の集積を目標に話し合いを進める。
- ☐今後、具体的な話し合いの場を〇ヶ月以内（具体的な数値を入れてください）に設けることができるよう努力していく。
- ☒その他（行政区長、農業委員会、農事組合と連携しながら話し合いの場を設けたい

5. 適切な施設（用排水路、農道、ため池等）の保全管理に向けて取り組む活動・方策

（１）組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化、更にNPO法人化

- ア. 地域外（集落外）の農業生産法人や担い手（認定農業者）へ農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理の強化を図る。